

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計監査人選定に係る提案書募集要項

山梨県立中央病院、北病院を運営する地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「機構」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、会計監査人の監査を受ける必要があることから、その選定に係る提案書を次により募集します。

1 業務の名称

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計監査業務

2 任期

法第38条の規定に基づき、選任の日（※）から令和2事業年度についての財務諸表承認日まで。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和3事業年度から令和5事業年度までについても、再任する方針とします。

※ 例年、財務諸表承認日が7月末頃となるため令和2年8月頃の見込み

3 資格要件

公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。ただし、法第37条第3項の規定により、会計監査人となることができない者は除きます。

なお、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- (1) 資格がない者が提案書を提出した場合
- (2) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合

4 提案書の提出

- (1) 提出書類及び部数

別紙「提案書等作成要領」を参照してください。

- (2) 提出期限 **令和2年3月9日（月）17：00（必着）**
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 提出先 〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部医務課

担当：医療指導・県立病院担当 土屋

電話：055-223-1482（内線 3413）

FAX：055-223-1486

Eメール：imuka@pref.yamanashi.lg.jp

- (5) 注意事項

① 持参の場合は、受付時間を平日9：00～17：00までとします。

- ② 提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- ③ 提出された提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消できません。
- ④ 提出された提案書は非公開とし、返却はいたしません。
- ⑤ 提案書の内容については、会計監査人の選定以外に無断で使用することはありません。

5 提案書に関する質問の受付及び回答

令和2年2月21日（金）17：00までに、上記の提出先あてにEメールにより提出してください。

回答は、令和2年3月2日（月）までに、質問者に対してEメールにより行うとともに、福祉保健部医務課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/>）において公表します。

6 機構の業務内容等

機構及び機構の運営する山梨県立中央病院、北病院の情報については、以下のホームページを参照してください。

山梨県立病院機構 「<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/kiko/>」

山梨県立中央病院 「<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/>」

山梨県立北病院 「<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/kitabyo/>」

7 選定方法

評価基準に基づき、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計監査人選定委員会」が、書類審査のうえ候補者を選定し、山梨県知事が、最も適当と判断される者を会計監査人として選任します。

評価基準は、①監査計画・実施体制及び方法、②独立行政法人等の監査実績、③監査費用などの項目で、配点を設定します。その基準に基づき、選定委員会が採点した結果をもって候補者を選定します。

選定結果については、後日応募者全員に書面にて通知するとともに、福祉保健部医務課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/>）において公表します。（令和2年3月下旬を予定）

8 会計監査人の選任と契約

山梨県知事が会計監査人として選任した旨の通知を、機構に対して行い、選任された会計監査人は、機構と監査契約を締結するものとします。

なお、契約条項及び本要項に定めのない事項は、選任された会計監査人と機構が協議の上、定めるものとします。